

## 尾鷲市立中央公民館清掃業務委託仕様書

この仕様書は、尾鷲市立中央公民館の清掃業務等の大要を示すもので、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載のない事項であって尾鷲市（以下「甲」という。）が庁舎管理上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

### 1 履行場所

尾鷲市立中央公民館

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 清掃作業員

- (1) 乙は、甲の指示を受け清掃作業の指導監督を行い、清掃作業の完遂を期するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、作業員の風紀及び衛生の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- (3) 乙は、作業員に対し作業要領、清掃器具の使用法等必要な訓練を十分行い、作業中における事故防止及び建物、備品等の損傷防止に努めなければならない。
- (4) 乙は、作業員には作業中名札等を着用させ、作業員であることを明らかにし、清潔を保持するよう努めなければならない。
- (5) 甲は、作業員が本業務に従事するに不適当と判断した場合には、根拠を明示した上で、乙に対し当該作業員の交代を求めることができる。
- (6) 乙は、建物内外に清掃作業員を適正に配置し、利用状況に配慮した上で清掃作業を行うものとする。
- (7) 特別清掃作業は、利用状況に配慮した上で実施するものとし、乙は、作業実施に支障のないよう作業員を配置するものとする。

### 4 使用機械器具材料

- (1) 本作業に使用する機械器具、材料等は品質良好なものを使用し、火気取締りを厳重に行うこと。
- (2) 本清掃に使用する機械器具、材料等は乙の負担とする。ただし、電力、水道及びガスの使用料は甲の負担とする。

### 5 作業工程

- (1) 清掃その他の作業工程は、甲の定める中央公民館清掃基準表（別表1）に基づき行うものとし、関係法令を遵守して甲の指示により行うものとする。

- (2) 作業実施中破損箇所等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

## 6 一般的事項

この作業実施に当たっては、甲の業務に支障のないよう十分留意するとともに、作業上での衛生及び火気取締りを厳重に行うこと。

なお、機械、器具等を設置している場所においては、次の各号に十分注意して作業を実施すること。

- (1) 塵埃を飛散させないこと。
- (2) 清掃機械、器具類を機械等にあてないこと。
- (3) ガソリン、ベンジン等引火性物質を使用しないこと。
- (4) 水を使用する際飛沫が機械等にかかるないようにすること。
- (5) その他の細部については、甲の指示を受けること。

## 7 日常清掃

### (1) 床掃除

#### ア 掃き掃除

塵埃飛散防止のためフロアーブラシ類を使用し入念に清掃する。

#### イ プラスチックタイル

真空掃除機又は硬く絞った水拭きモップで塵埃を除去すること。この際、軽易に移動し得るイス、ついたて等の備品類は移動したうえ入念に掃除すること。

#### ウ モルタル、石敷、タイル張床等

モップ又は雑巾類をもって十分に水拭き掃除をする。また、コンクリート部分については水洗いのうえブラシにより洗浄すること。畳については、クリーナーにより掃除のうえ乾布拭きをすること。カーペットについては、真空掃除機、クリーナー等により清掃すること。

### (2) カウンター、長押、窓枠等

クリーナーを用い塵埃を払いその上を雑巾拭きすること。

### (3) 便所の汚物入れ

便所の汚物入れは、内容物を取り出し、容器の内部を水洗い掃除のうえ、汚物を所定の場所に捨てるここと。

### (4) 便器、洗面器具

洗浄剤を用い、丁寧に水洗いのうえ布拭きをする。

### (5) 玄関、ホール、出入口に接するガラス等

清潔な雑巾により拭きあげること。

## 8 特別清掃

### (1) 塵払い

塵払いは、機械、器具等を設置している場所では、真空掃除機を使用すること。

(2) 壁、パーテーション、窓、吹出口、ガラス等

原則としてクリーナーを用いることとするが、手の届く範囲内で塵埃を払い、必要部分は、水又はクリーナーをもって拭き取ること。

(3) 便所隔板等

便所隔板、階段等はあらかじめ付着物を除去し、全面ワッシャー等の器具を用い、少量の石鹼水により水洗いのうえ、モップ等で拭き取ること。

(4) 窓ガラス

窓ガラス（建物内外の窓及び出入口ガラス、スクリーン）は、両面とも石鹼水又は薬液類（アルミ及びステンレスに有害となるものは使用できない。）をもって拭き、更に乾布で拭き磨きをすること。

(5) 扉等の手垢のついた部分

扉、壁、枠及びホールパネル等のステンレスは、研磨剤を用いて、汚れ、垢等を落とし、つや出し磨きをすること。

(6) 腰及び床タイル洗浄磨き出し

腰及び床のタイルは、まず付着物を取り除き、石鹼温水（特に微粒子のもの）を用い洗浄のうえ拭き取ること。

(7) 窓・扉金具及び出入口、くつずり金属磨き

地金のものは磨砂で、メッキのあるものは研磨剤をもって磨き出し、金具のまわりの手垢等についても薬液又は石鹼水を用いて丁寧に拭き取ること。

## 9 庭園の清掃

敷地内における庭園の清掃は、除草及びゴミ、落ち葉等を除去し、その処分も合わせて行うとともに、外来者に不快感を与えないように十分留意して行うこと。

## 10 物品の管理

乙は、トイレットペーパー、手洗い用石鹼、芳香剤及び分別用ゴミ袋を常時補給するとともに、在庫管理を行うこと。なお、上記物品は、甲の負担とする。

## 11 委託料の支払い

委託料の支払いは毎月払いとし、乙が作成する毎月末日締め切りの請求書に基づき、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

## 12 引継ぎ

乙は、令和8年4月1日から業務を実施するものとし、前受託者から速やかに業務の引継ぎを受けなければならない。なお、契約終了時において

は業務引継ぎを実施することとし、引継ぎに要する経費については、甲は負担を負わないものとする。

### 1 3 その他

- (1) リスクの分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。
- (2) 業務の遂行上、この仕様書に疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。